

亀山市告示第57号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成28年3月10日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11172
- 3 路線名 能褒野20号線
- 4 供用開始の区間
  - (1) 起点 能褒野町字能褒野77番9地先
  - (2) 終点 能褒野町字能褒野73番13地先
- 5 供用開始の期日 平成28年3月10日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11181
- 3 路線名 能褒野21号線
- 4 供用開始の区間
  - (1) 起点 能褒野町字能褒野77番22地先
  - (2) 終点 能褒野町字能褒野77番37地先
- 5 供用開始の期日 平成28年3月10日